

令和7年度第1回岩手山火山防災協議会

日時：令和7年12月15日（月） 13時15分～

場所：岩手県庁12階 特別会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 説明

ア 岩手山入山規制区域への立入り状況について

イ 岩手山の活動状況について

(2) 協議

ア 岩手山の入山規制の一部緩和について

イ 岩手山の入山規制の一部緩和に伴う安全対策等について

① 登山者への周知

② 有事への対応

ウ 噴火警戒レベルが1に引き下げられた場合の対応の方向性について

(3) その他

4 その他

5 閉会

令和7年度第1回岩手山火山防災協議会 出席者名簿						
機関名	幹事		出席		代理出席者	
	職名	氏名	対面	web	職名	氏名
法第4条第2項第1号(都道府県知事及び市町村長)						
岩手県	知事	達 増 拓 也	○			
岩手県盛岡市	市長	内 館 茂	○			
岩手県八幡平市	市長	佐々木 孝 弘		○		
岩手県滝沢市	市長	武 田 哲	○			
岩手県雫石町	町長	猿 子 恵 久	○			
法第4条第2項第2号(気象台)						
仙台管区気象台	台長	鎌 谷 紀 子		○	火山対策調整官	樋 渡 秀 一
盛岡地方気象台	台長	蓼 沼 信 三	○			
法第4条第2項第3号(地方整備局)						
東北地方整備局	局長	西 村 拓		○		
法第4条第2項第4号(陸上自衛隊)						
陸上自衛隊東北方面特科連隊	連隊長	松 下 卓 也		○		
法第4条第2項第5号(警察)						
岩手県警察本部	本部長	増 田 武 志	○		警備部長	前 川 剛
法第4条第2項第6号(消防)						
盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長	瀬 川 浩 樹		○	警防課長補佐	田 沼 征 輝
法第4条第2項第7号(火山専門家)						
岩手大学	名誉教授	齋 藤 徳 美	○			
岩手大学	元教授	土 井 宣 夫	○			
岩手大学	名誉教授	井良沢 道 也		○		
東北大学	名誉教授	浜 口 博 之	○			
東北大学大学院理学研究科	特任教授	三 浦 哲		○		
法第4条第2項第8号(必要と認める者)						
国土地理院東北地方測量部	部長	星 野 秀 和		○		
東北森林管理局 盛岡森林管理署	署長	山 口 孝		○	次長	宍 戸 昭 吾
東北森林管理局 岩手北部森林管理署	署長	庄 司 卓 夫		○	次長	九 嶋 勉
東北地方環境事務所十和田八幡平 国立公園管理事務所	所長	松 尾 浩 司	○		盛岡管理官事務所 国立公園管理官	安 野 郁
(公財) 盛岡観光コンベンション協会	理事長	谷 村 邦 久		○		
(一社) 八幡平市観光協会	会長	田 村 正 彦	○			
(一社) 滝沢市観光物産協会	会長	中 島 恒 夫		○		
(一社) しづくいし観光協会	理事長	太田代 敏 彦		○		

※ WE B会議システム「Zoom」での参加。

岩手山入山規制区域への立入り状況について

1 要旨

岩手山への立入りについては、次のとおり要領を定め、令和7年7月1日から施行しており、これまでの申請状況等について報告するもの。

(1) 岩手山の火山活動に伴う立入規制区域への立入りに関する要領

入山規制が行われている区域に調査、研究、施設の維持・管理等のため、入山規制区域に立ち入る際に必要となる事項を定めたもの ((2)に記載の範囲への立入りの場合を除く。)

(2) 岩手山の火山活動に伴う特別立入規制区域への立入りに関する要領

西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね2kmの範囲内への立入りに関し必要な事項を定めたもの。

2 これまでの申請状況等

(1) 立入規制区域への立入り

件 数	立入り目的
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道の状況確認 ・ 避難小屋の清掃 ・ 登山道の維持補修作業 ・ 周辺での公共工事

(2) 特別立入規制区域への立入り（西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね2kmの範囲内への立入り）

件 数	立入り目的
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測機器の不具合対応 ・ 火山活動の状況調査 ・ 地震及び空振観測機器の設置 ・ 救助活動訓練

岩手山の火山活動解説資料（令和 7 年 11 月）

仙台管区気象台
地域火山監視・警報センター

岩手山周辺の傾斜計やひずみ計、GNSS 連続観測により 2024 年 2 月頃から見られている山体の深いところの膨張を示す地殻変動は、緩やかに継続しています。

黒倉山付近で発生している微小な火山性地震は、8 月上旬以降少ない状態であるものの、2024 年前半よりは多い状態で経過しています。

引き続き、西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね 2 km の範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があります。

西岩手山の想定火口から概ね 2 km の範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

また、噴火時には火口の風下側では火山灰や小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

令和 6 年 10 月 2 日に火口周辺警報（噴火警戒レベル 2、火口周辺規制）を発表しました。その後警報事項に変更はありません。

○ 活動概況

・ 地震や微動の発生状況（図 1-②③、図 2～3）

黒倉山付近で発生している計数基準に満たない微小な火山性地震も含め、火山性地震は 8 月上旬以降少ない状態であるものの、2024 年前半よりは多い状態で経過しています。

なお、山頂やや深部の低周波地震¹⁾は、2024 年 12 月中旬頃から発生頻度がやや高い状態で経過しています。

今期間、火山性微動は観測されませんでした。

1) 東岩手山では、山頂のやや深部（深さ 6～9 km 付近）において、低周波地震の活動が認められます。この低周波地震の活動は、火山活動が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することもあるため、噴火警戒レベルの判定基準に含めないこととしています。

・ 噴気など表面現象の状況（図 1-①、図 4～6）

大地獄谷では、2025 年 4 月以降、地熱域のわずかな拡大が確認されています。黒倉山監視カメラによる観測では、大地獄谷において、8 日、15 日及び 16 日に 100m 程度の高さの噴気を観測しましたが、それ以外の期間では概ね 80m 以下で経過しました。

柏台監視カメラ及び長山篠川原監視カメラによる観測では、黒倉山山頂の噴気は 20m 以下で経過し、岩手山山頂及び大地獄谷の噴気は認められず、噴気活動に特段の変化はなく低調に経過しました。

・ 地殻変動の状況（図 7～8、図 10）

傾斜計やひずみ計、GNSS 連続観測により 2024 年 2 月頃から見られている山体の深いところの膨張を示す地殻変動は、緩やかに継続しています。また、ひずみ計では 10 月以降、2024 年 2 月頃と類似した変化がみられています。

この火山活動解説資料は気象庁ホームページで閲覧することができます。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/monthly_v-act_doc/monthly_vact.php

次回の火山活動解説資料（令和 7 年 12 月分）は令和 8 年 1 月 13 日に発表する予定です。

資料で用いる用語の解説については、「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」を御覧ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/kazanyougo/mokujii.html>

この資料は気象庁のほか、国土地理院、東北大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所のデータも利用して作成しています。

本資料中の地図の作成に当たっては、国土地理院発行の「数値地図 50m メッシュ（標高）」を使用しています。

○ 活動評価

JAXA の衛星「だいち2号」及び「だいち4号」の観測データを用いた国土地理院による干渉 SAR 解析²⁾結果（南行右観測、2021年8月1日から2025年10月3日）では、大地獄谷周辺及び岩手山西部周辺において、衛星に近づく変化が見られました。大地獄谷周辺の変動は、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示していると考えられます。また、傾斜計やひずみ計、GNSS 連続観測で2024年2月頃から見られている山体の深いところの膨張を示す地殻変動は、緩やかに継続しています。

大地獄谷の地熱域では、2025年4月以降、わずかな地熱域の拡大が認められます。

上記の観測・解析結果を考慮すると、黒倉山付近を震源とする微小な火山性地震の発生頻度は8月頃から減少しているものの、大地獄谷周辺における地下浅部の熱水活動はやや高まった状態が継続していると考えられます。また、山体の深いところの膨張を引き起こしている火山性流体の活動も緩やかに継続しているとみられます。

このように岩手山では火山活動の高まりがみられており、引き続き、西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね2kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があり、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒する必要があります。

- 2) SAR とは Synthetic Aperture Radar (合成開口レーダー) の略称であり、人工衛星や航空機などに搭載されたアンテナから電波を地表に向けて照射し、地表からの反射波を捉えることで、地形の形状及び性質を画像化することができます。干渉 SAR 解析とは同じ場所を計測した時期の異なる2回の SAR データの差をとる（電波を干渉させる）ことにより、地表の変動を詳細に捉える手法のことです。InSAR (Interferometric SAR) ともいいます。干渉 SAR 解析ではアンテナ-地表間の距離変化量が観測地域で面的に得られます。

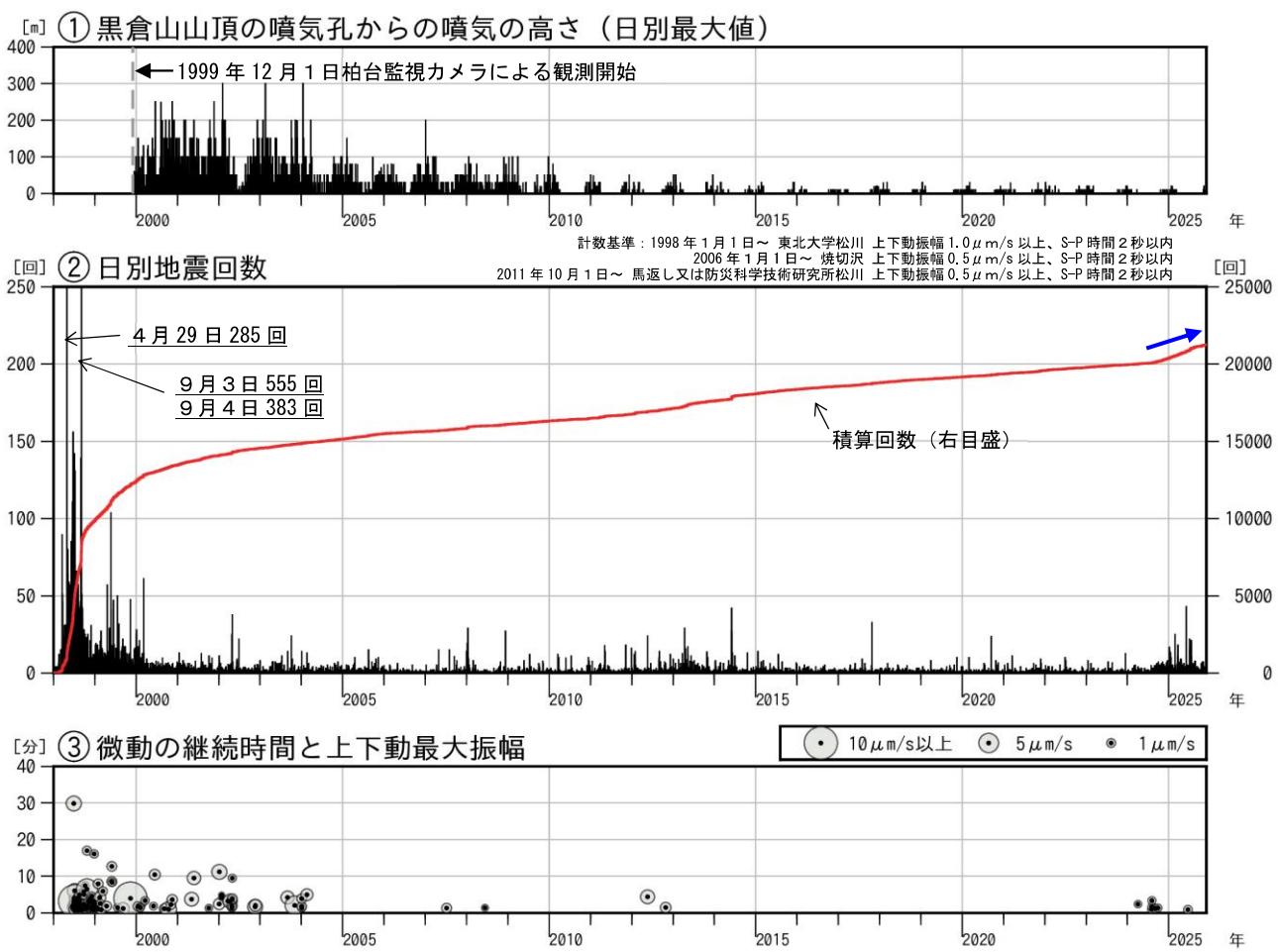


図1 岩手山 火山活動経過図（1998年1月～2025年11月）

②2000年1月以降は滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を除外した回数です。
(1998年から1999年までは滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を含みます)

火山性地震は2024年7月頃からやや多い状態で推移しています（②青矢印）。今期間は、火山性微動は観測されませんでした。

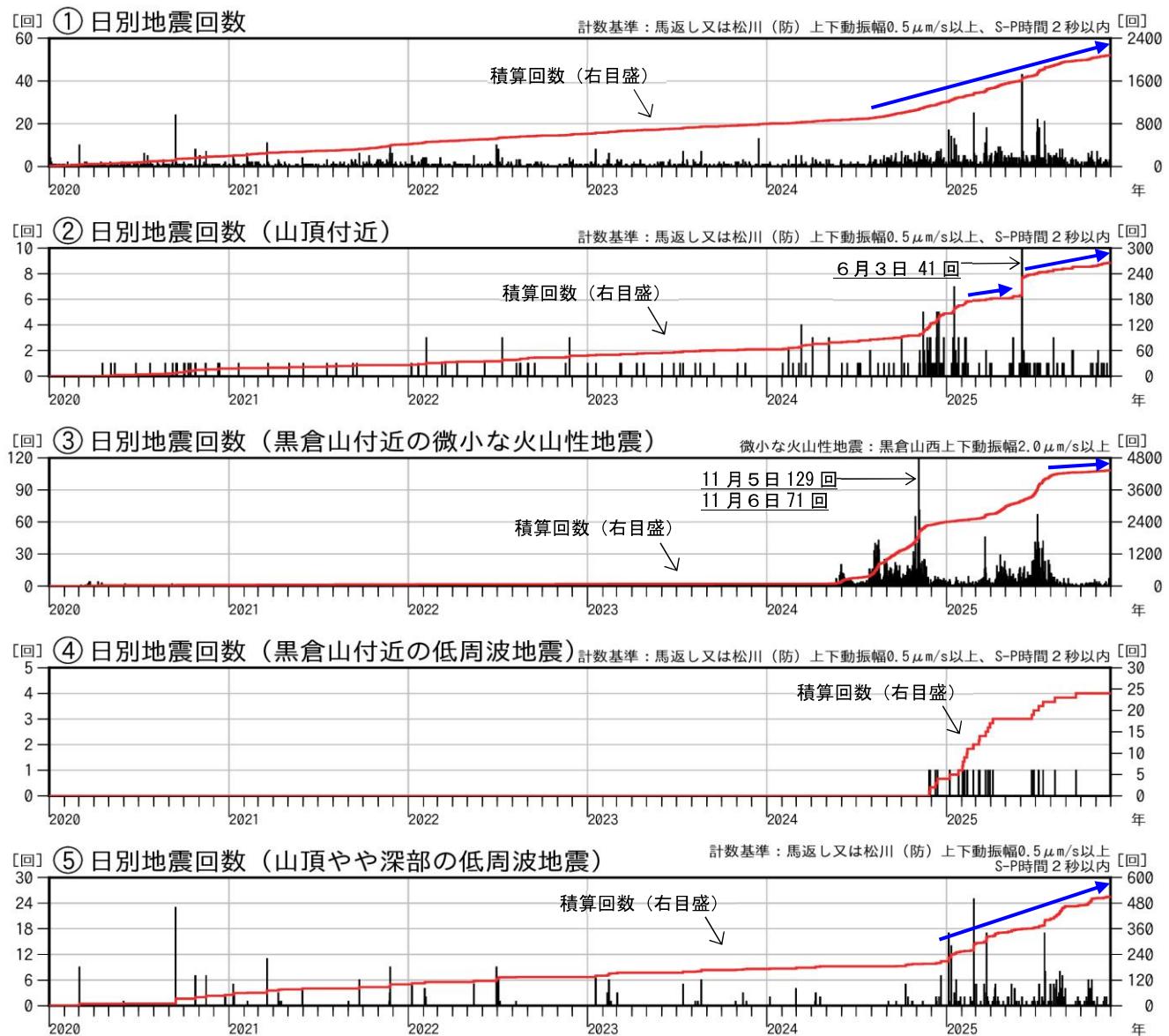


図2 岩手山 日別地震回数（2020年1月～2025年11月）

③黒倉山付近で発生した微小な火山性地震のみの日別地震回数であり、①日別地震回数には含まれていません。

今期間、火山性地震は少ない状態で経過しましたが、引き続き2024年6月以前に比べて多い状態で経過しています（①）。

山頂付近を震源とする火山性地震は、今期間少ない状態で経過しました（②）。

黒倉山付近で2024年5月頃から発生している微小な火山性地震は、8月上旬以降は少ない状態であるものの、2024年前半よりは多い状態で経過しています（③）。黒倉山付近の低周波地震は、今期間観測されませんでした（④）。

2024年12月中旬頃からは、山頂やや深部の低周波地震の発生頻度がやや高い状態で継続しています（⑤青矢印）。

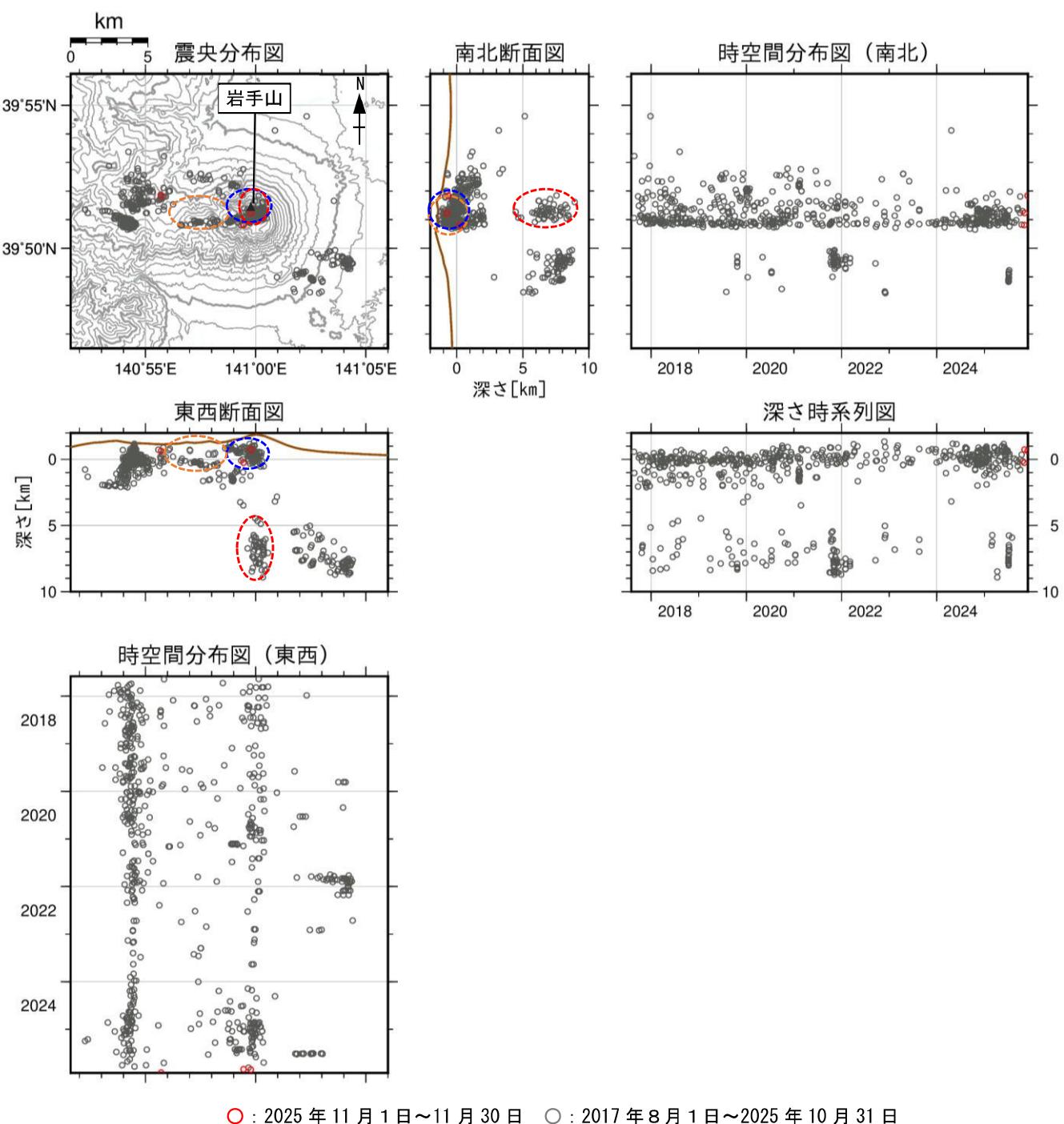


図3 岩手山 地震活動（2017年8月～2025年11月30日）

- ・青破線は「山頂付近」、橙破線は「黒倉山付近」のおおよその領域を示します。赤破線の領域は「山頂やや深部」で発生する低周波地震の震源域を示します。

今期間、山頂付近で震源が求まった火山性地震は1回でした。黒倉山付近及び山頂やや深部では、震源が求まった火山性地震はありませんでした。



図4 岩手山 黒倉山監視カメラからの状況（11月8日）

・黒倉山監視カメラ（大地獄谷の西約500m）の映像です。

大地獄谷では、8日、15日及び16日に100m程度の高さの噴気を観測しました。それ以外の期間は、概ね80m以下で経過しました。

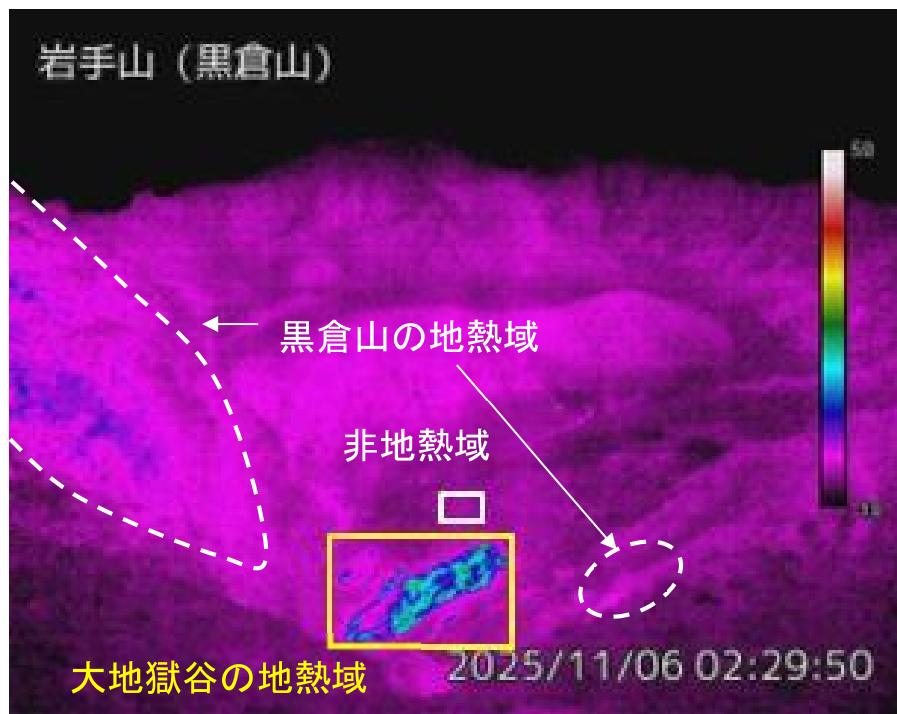
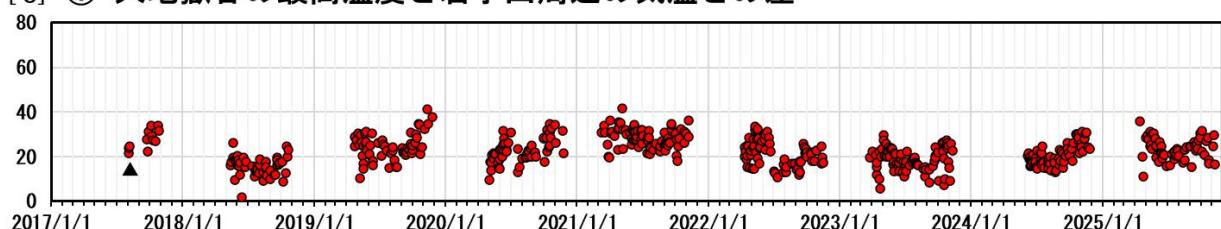


図5-1 岩手山 黒倉山監視カメラからの地表面温度分布（11月6日）

- ・黒倉山監視カメラ（大地獄谷の西約500m）で観測された赤外熱画像を示します。
- ・黄色四角と白四角の領域は、それぞれ図5-2の解析における大地獄谷の地熱域と非地熱域の領域を示します。

大地獄谷では、2025年4月に地熱域のわずかな拡大が確認されました。それ以降、さらなる拡大傾向は認められません。

[°C] ① 大地獄谷の最高温度と岩手山周辺の気温との差



[画素数] ② 大地獄谷の地熱域の面積変化

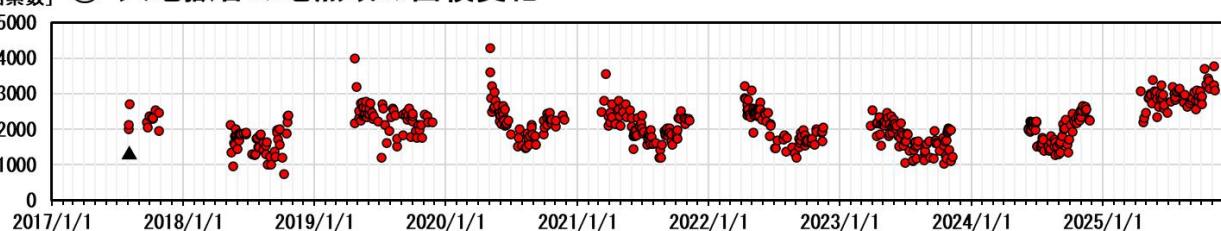


図5-2 岩手山 黒倉山監視カメラによる大地獄谷の地熱域の経過（2017年1月～2025年11月）

- ・①は大地獄谷の地熱域の最高温度と岩手山周辺（アメダス岩手松尾観測点）の気温との差を示します。
- ・②は大地獄谷の地熱域内で、非地熱域の平均温度よりも5°C以上高い領域の画素数を示します。
- ▲：解析開始を示します。

2023年及び2024年と比較して、2025年4月以降、非地熱域より温度が高い領域が増加しています（②）。なお、大地獄谷最高温度と岩手山周辺の気温の差は例年並みで経過しています（①）。

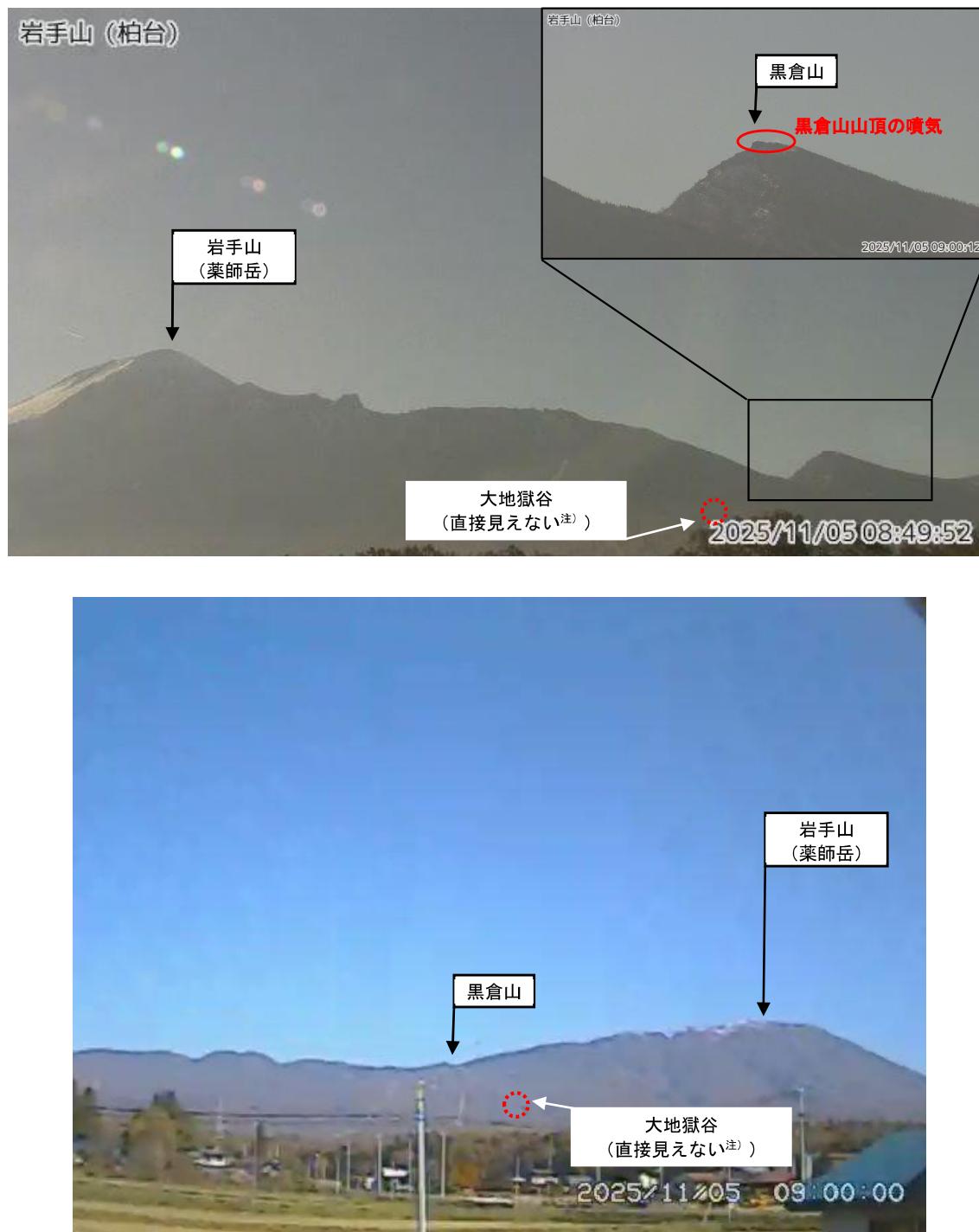


図6 岩手山 山頂部から黒倉山周辺の状況

- ・上図：柏台監視カメラ（黒倉山山頂の北約7km）の映像（11月5日）です。
- ・下図：長山篠川原監視カメラ（黒倉山山頂の南約9km）の映像（11月5日）です。
- 注）大地獄谷からの噴気は、高さ200m以上のときに観測されます。
赤破線が大地獄谷の位置を示します。

柏台監視カメラ及び長山篠川原監視カメラによる観測では、黒倉山山頂の噴気は20m以下で経過し、岩手山山頂及び大地獄谷の噴気は認められず、噴気活動に特段の変化はなく低調に経過しました。

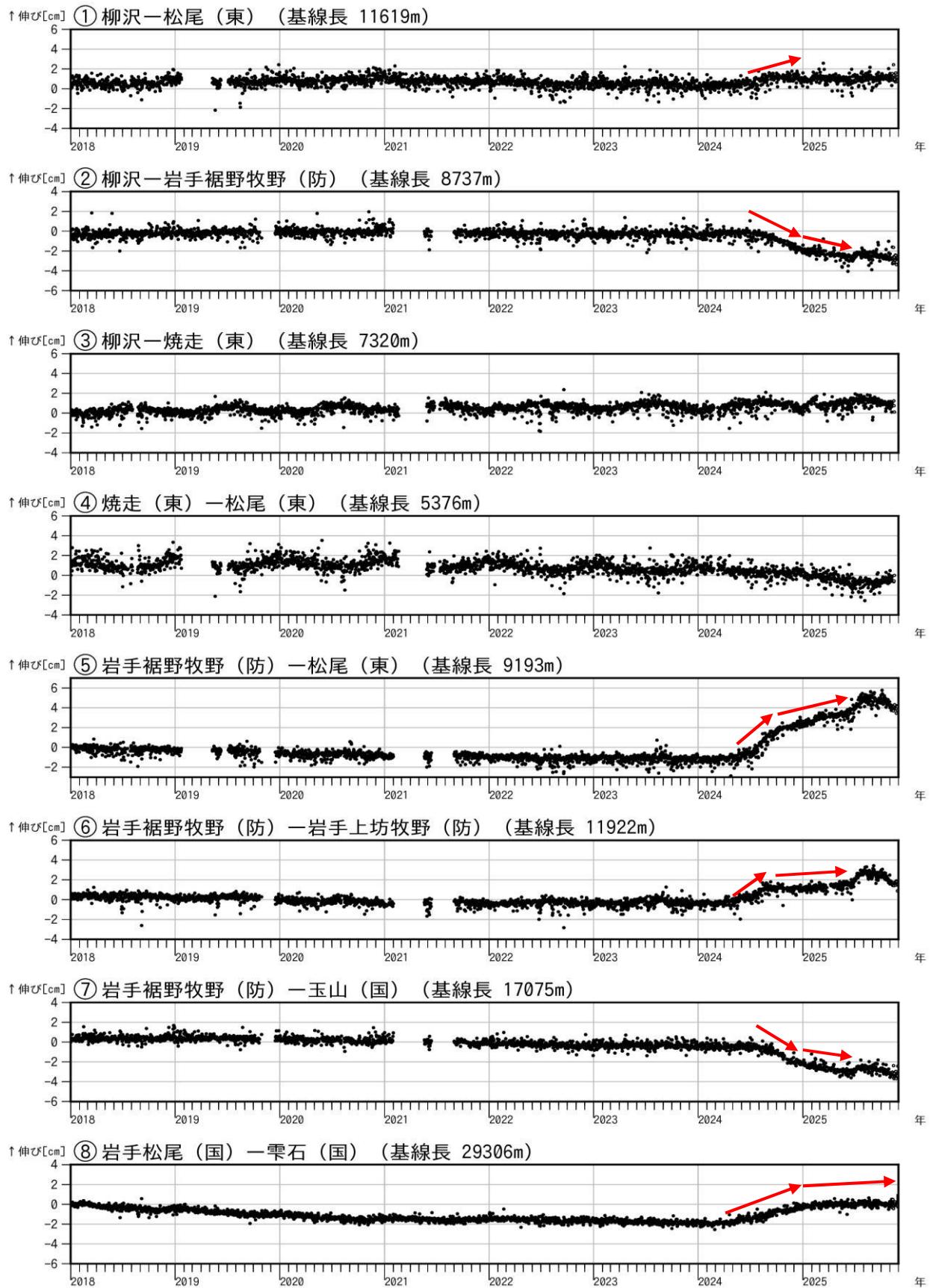


図7 岩手山 GNSS 基線長変化図（2018年1月～2025年11月）

- ①～⑧は図10のGNSS基線①～⑧に対応しています。
- 空白部分は欠測を示します。
- （国）は国土地理院、（東）は東北大学、（防）は防災科学技術研究所の観測点を示します。

2024年2月頃からみられている山体の深いところの膨張を示す基線長の変化は、基線⑤及び⑥で2024年後半から、基線②、⑦及び⑧で2025年以降、鈍化が認められますが、緩やかな膨張を示す変化は継続しています（赤矢印）。なお、基線②、⑤、⑥及び⑦では、6月下旬頃から岩手裾野牧野（防）観測点に起因する変化がみられます。

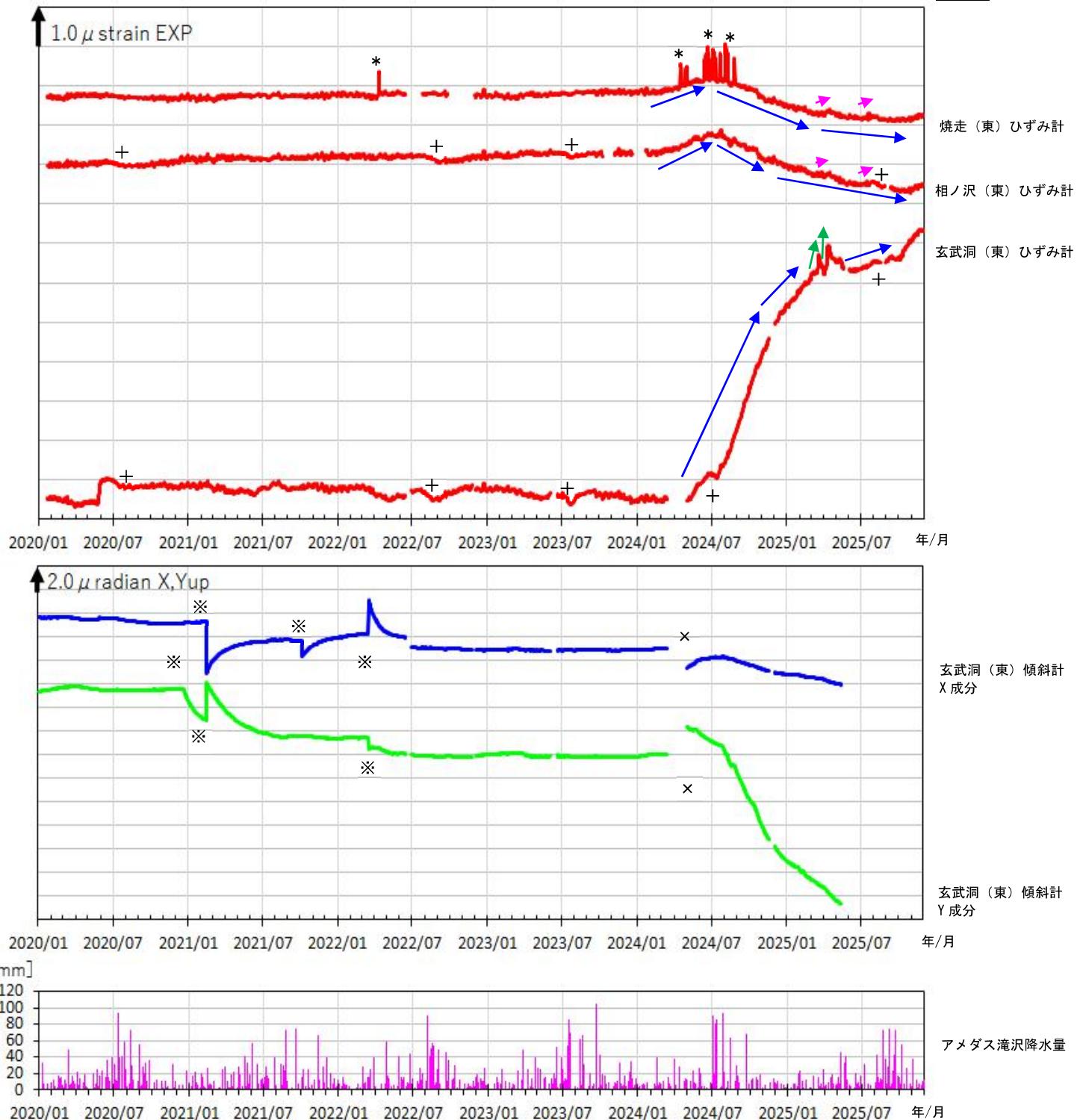


図8 岩手山 ひずみ計・傾斜計（日値・トレンド補正済み）による地殻変動の状況
(2020年1月～2025年11月)

- ・空白部分は欠測を示します。
- ・(東)は東北大大学の観測点を示します。
- ・玄武洞(東)傾斜計のX成分はN43°E方向、Y成分はN133°E方向を正の向きとしています。
- ・焼走(東)及び相ノ沢(東)のひずみ計では、2025年3月中旬から4月上旬と7月中旬から7月下旬にかけて、短期的なひずみ変化がみられました(桃矢印)。
- ・玄武洞(東)のひずみ計では、2025年3月中旬と4月上旬に膨張の変化率の一時的な増加がみられました(緑矢印)。
- *: 収録機器の不具合による変動です。※: 遠隔地の地震による変動です。×: 火山活動に起因しない変動です。
- +: 降水による影響の可能性がある変動です。

岩手山周辺のひずみ計では、2024年2月頃から山体膨張を示唆する変化(青矢印)が認められます。また、2025年10月以降、2024年2月頃と類似した変化がみられています。一方、玄武洞(東)のひずみ計の直近の変化には観測機器の不具合の影響が重畠している可能性もあるため、調査中です。

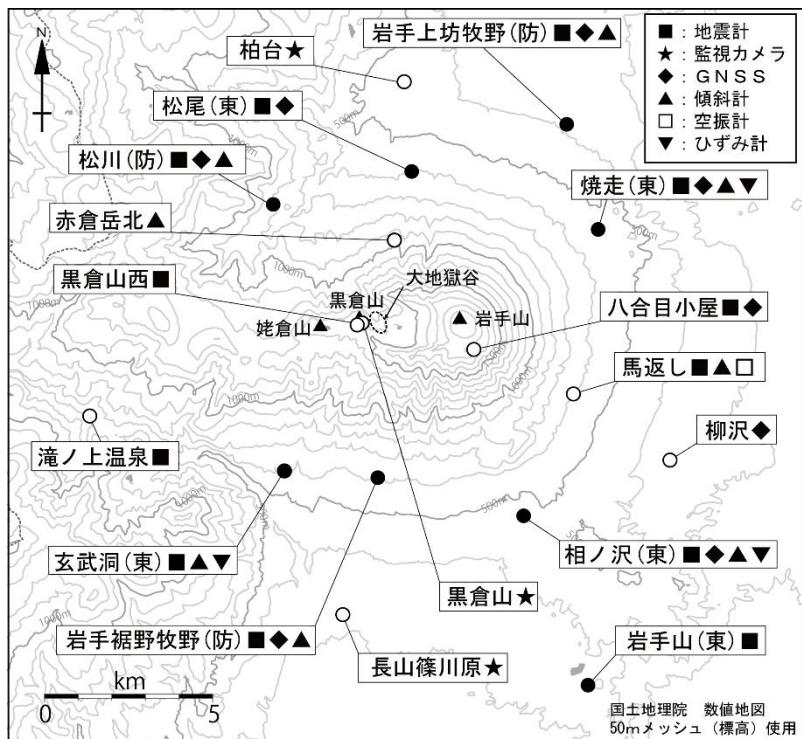


図9 岩手山 観測点配置図

白丸（○）は気象庁、黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

（東）：東北大学 （防）：防災科学技術研究所

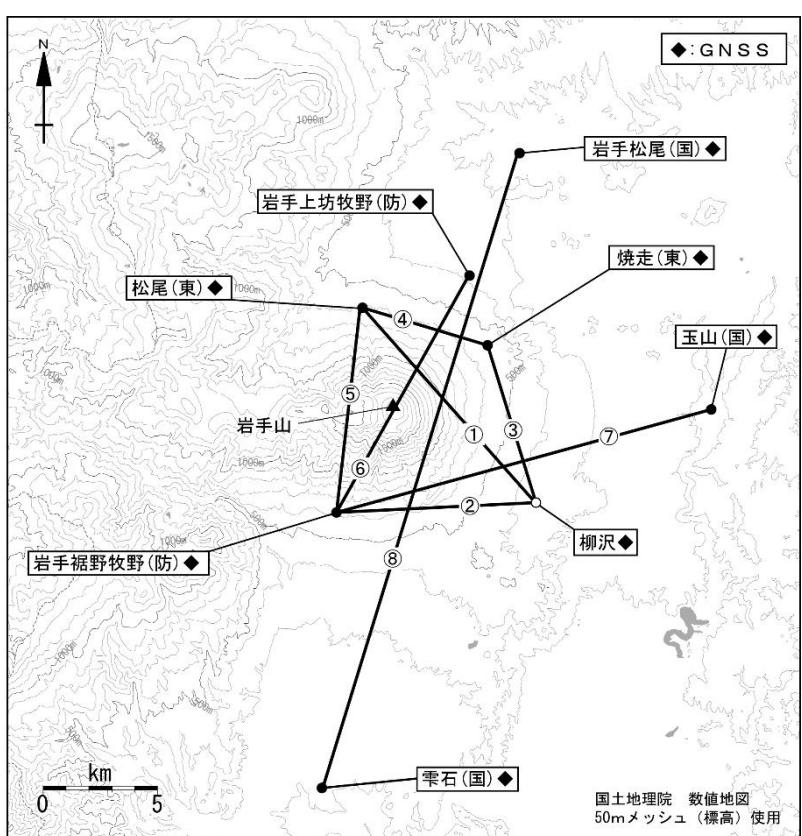


図10 岩手山 GNSS 観測基線図

白丸（○）は気象庁、黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

（国）：国土地理院 （東）：東北大学
（防）：防災科学技術研究所

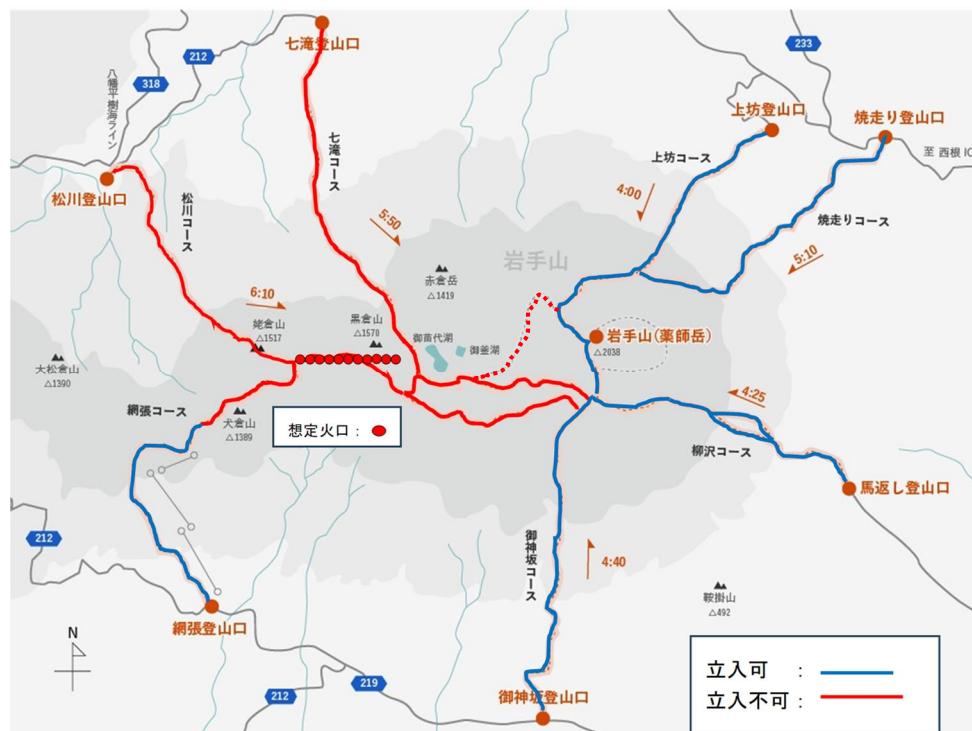
岩手山入山規制の一部緩和について

協議內容

岩手山火山避難計画では、噴火警戒レベル2の場合、登山者、入山者等への対応として「登山道は入口から立入規制」とされているが、岩手山の火山活動は鈍化の傾向が続いていることから、規制を次のとおり一部緩和する。

- ・東側の4登山口（馬返し（滝沢市）、焼走り・上坊（八幡平市）、御神坂（零石町））から山頂に至る登山道を令和8年7月1日に開放
 - ・西側の3登山口（七滝・松川（八幡平市）、網張（零石町））からの入山は引き続き規制
 - ・東側と西側を往来可能なルートは東側の分岐付近で規制

※イメージ図



※岩手山火山避難計画抜粋

レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺への立入規制等 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される
1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

岩手山の入山規制の一部緩和に伴う安全対策等について

1 登山者への周知

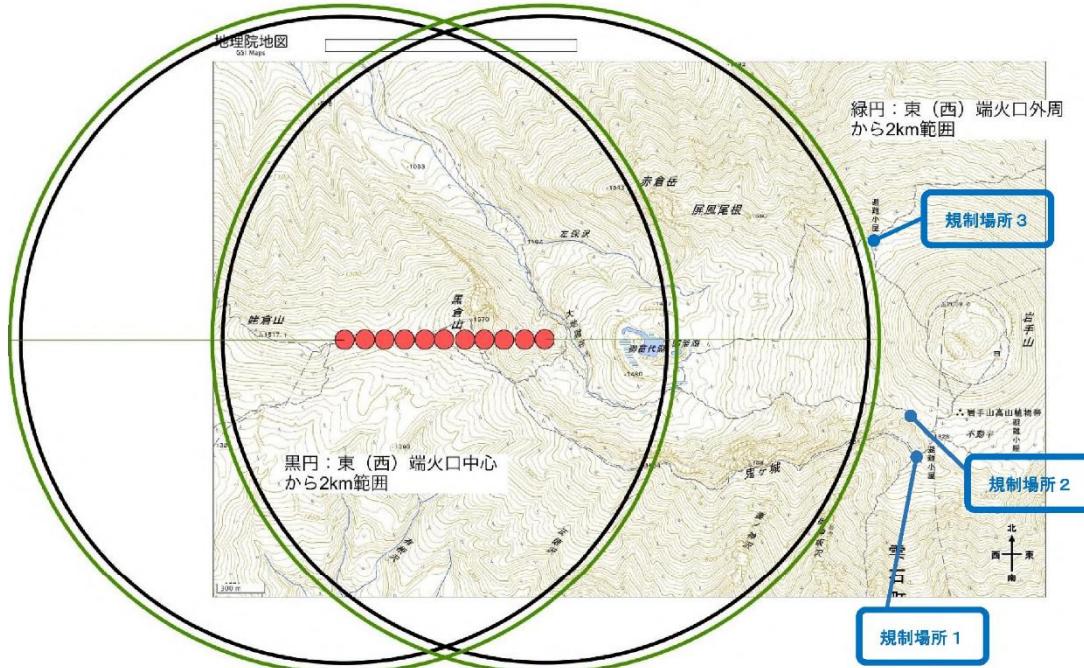
(1) 規制範囲を明示する規制線・看板を関係市町が来春に設置する。県は防災ヘリで資材運搬等を実施する。

設置場所		費用負担	看板デザイン等
東側	馬返し登山口	滝沢市	16 ページのとおり。
	焼走り登山口	八幡平市	
	上坊登山口	八幡平市	
	御神坂登山口	零石町	
西側	七滝登山口	八幡平市	17 ページのとおり。 強風に耐えられるよう固定方法に留意が必要
	松川登山口	八幡平市	
	網張登山口	零石町	
山頂付近	平笠不動東口	八幡平市	17 ページのとおり。 強風に耐えられるよう固定方法に留意が必要
	お花畠東口	八幡平市	
	鬼が城東口	零石町	

看板の設置場所（山頂付近）

1 西岩手山想定火口 2 キロメートルの範囲及び規制場所

※図：越谷信委員提供



規制場所 1（鬼ヶ城コース東口）

※ 立入禁止看板位置



2 看板設置のイメージ



規制場所 2 (お花畠コース東口)



規制場所 3 (お花畠-平笠不動コース東口)



注意・規制看板の表示内容案 ※多言語化についても対応予定

【規制緩和登山口（例：馬返し）】



【規制繼續登山口（例：七瀧）】



【東西往来分岐（例：平笠不動東口】



(2) 登山者への周知と緊急時の対応の一本化を図るため、**登山届・下山届の様式を共通化し提出を促すとともに、登山アプリの活用を推進**
【登山届案】

表

裏

登山時には登山者カードを、下山時には下山カードを
各自記入の上、登山箱に投函してください

登山者の皆さんへ

岩手山は、現在も火山活動が継続しており、入山する際には十分な注意が必要です。

次の注意事項を遵守して、立入りが認められたコース(焼走り、上坊、馬返し、御神坂)のみを通行してください。また、自治体等からの避難指示があった際には、速やかに下山してください。

(注意事項)

- ※ 携帯ラジオや携帯電話を携行し、常に情報収集してください。
- ※ 緊急時には、関係市町から「緊急速報メール」が届きますので、携帯電話を確認してください。
- ※ 登山道以外への立入りは認めません。
- ※ 立入りが規制されている場所に立ち入った場合、違反者は罰せられることがあります。

切り取り線

連絡先
盛岡西警察署 019-645-0110 八幡平市 0195-74-2111
岩手警察署 0195-62-0110 滝沢市 019-684-2111
雫石町 019-692-2111

登山口(馬返し登山口)		下山口(該当登山口にレ点チェック)	
登山開始日時		下山予定日時	
登山日程 コース 時間	月 日 □ 午 前 ： ~ ⇒ □ 午 後	月 日 □ 午 前 ： □ 午 後	□ 焼走り □ 御神坂 □ 上坊 □ 馬返し
氏名 (代表者)	氏名	連絡先	- -
住 所			
緊急時 連絡先	氏名 続柄 住 所	連絡先	- -
登山者名簿			登山者合計 名
携 帯 品	□ ラジオ □ その他	携 帯 電 話 その他の連絡機器 ()	- -

切り取り線

下山カード

下山月日を記入し下山場所の登山箱に投函してください
下山月日 月 日
代表者氏名

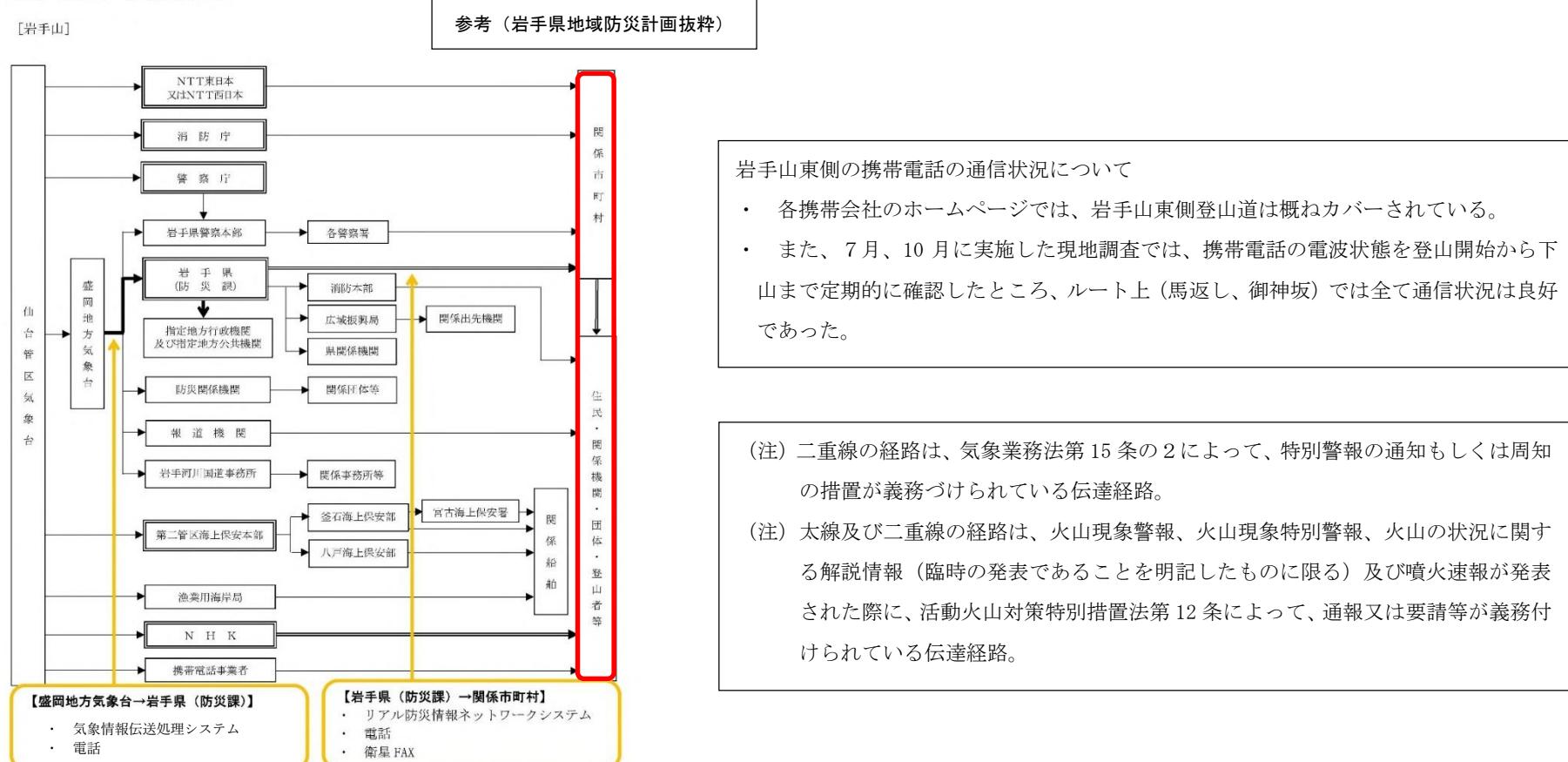
- (3) 登山者への周知、規制線の維持管理等を行うため、県・県警・関係市町・山岳協会による巡回等を実施・強化
巡回等は7月～10月にかけて実施し、頻度は関係機関と今後調整
- (4) メディア、ホームページ等へ随時情報提供を行い、最新の情報（規制の情報、巡回の実施等）を発信

2 有事への対応

- (1) 火山活動の急変に備えた連絡・救助訓練を実施

火山活動が急変した場合の登山者への連絡手段は、関係市町からの「緊急速報メール」を想定している。
伝達系統図は次のとおりで、登山者に速やかに伝達できるよう、実際の連絡手段について、規制緩和前に関係機関で確認や伝達訓練を行っていく必要がある。登山者に対しては、登山届や各種広報を通じて登山中の携帯電話の所持を呼び掛ける。

3-2-9 噴火警報・予報等伝達系統図



- (2) 登山アプリ事業者との連携強化による緊急時連絡手段の確保を検討
 (3) 立入規制違反者に対する罰則の周知及び悪質違反者への対応手順の整理・共有

(参考) 災害対策基本法（抜粋）

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2・3 【略】

第 116 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) 【略】

(2) 第 63 条第 1 項の規定による市町村長（第 73 条第 1 項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第 63 条第 2 項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

【参考】山岳協会からの意見と対応について

規制緩和を検討するに当たり、県及び関係市町の山岳協会から御意見を伺った。主な内容及び対応の方向性については以下のとおり。

区分	主な意見	対応の方向性
登山者カード	外国語の併記が必要。	英語以外の外国語も含めた対応を検討する。
	紙の登山届以外に登山アプリの活用も登山者に促すべき。	県広報等の様々な媒体で登山アプリの活用を周知する。 また、登山カード設置場所に登山アプリの QR コードを表示するなどして登山アプリの活用を促す。
登山者への注意喚起事項	安全対策のため、ヘルメット着用を推奨する注意喚起をするべき。	ヘルメット着用について、県広報のほか様々な媒体で呼び掛ける。 また、スポーツ用品店や登山アプリ会社と連携した取組を検討する。
規制中における施設の維持管理のための入山手続き	入山規制区域への入山申請について、土日祝日での入山や申請書提出期限を前日までにするなど見直ししてほしい。	土日祝日の入山は現在も対応可能としている。その他の手続についても、可能な限り柔軟に対応する。

噴火警戒レベルが1に引き下げられた場合の対応の方向性について

岩手山の火山活動は全体的に鎮静化の傾向にあり、この状態が継続すれば気象庁において噴火警戒レベルを1に引き下げる可能性がある。

一方、西岩手山のうち**大地獄谷**では火山活動が平時より活発であり、小規模な噴火や高温の蒸気の噴出等が発生する可能性も否定できないことから、**大地獄谷周辺に限った規制措置の要否**について、専門家で構成する「岩手山の火山活動に関する検討会」において検討・評価を行っていたとき、本協議会で決定する。

現時点で、西側想定火口のうち火山活動の活発化が見られる箇所は大地獄谷近辺となっている。噴火警戒レベルが1に引き下げられた後も、当面の火口周辺規制を検討すべき箇所は大地獄谷が想定される。規制範囲（影響を受ける登山道）としては概ね次のパターンが考えられる。

規制弱	パターン	規制等の内容	影響を受ける登山道	山頂まで行けない登山口
	パターン1	規制はせず大地獄谷付近の通行自粛要請	七滝ルート（七滝以降）	なし
	パターン2	大地獄谷付近のみ立入規制	同上	七滝
	パターン3	大地獄谷中心から半径300メートル立入規制	上記に加え黒倉・大地獄谷分岐～御苗代湖	七滝
	パターン4	大地獄谷中心から半径500メートル立入規制	上記に加え黒倉山山頂・鬼ヶ城ルート	七滝・網張・松川
規制強	パターン5	西側想定火口列立入規制	上記に加え姥倉山山頂・犬倉山山頂	七滝・網張・松川

パターン2～パターン4の規制イメージ

